

令和8年度

第1回

平塚市農業委員会

総会議事録

令和8年4月23日(木)

令和8年度第1回平塚市農業委員会総会議事録

開催日時 令和8年4月23日(木) 10:00~11:00

開催場所 平塚市庁舎本館5階 519会議室

<u>農業委員</u>	<u>会長</u> 松木会長	<u>1番</u> 高橋委員	<u>2番</u> 上原委員
	<u>3番</u> 猪俣委員	<u>5番</u> 荒川委員	<u>6番</u> 荻野(信)委員
	<u>7番</u> 加藤委員	<u>8番</u> 高橋委員	<u>9番</u> 小宮委員
	<u>10番</u> 松井委員	<u>11番</u> 荻野(武)委員 欠席	<u>12番</u> 中戸川委員
	<u>13番</u> 横山委員	<u>14番</u> 笹尾委員	

傍聴人等 傍聴人 0人

事務局 佐野局長 佐草局長代理 三浦主事 花上主事

報告事項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
- 報告第5号 非農地証明について

議 事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について
- 議案第4号 引き続き特定貸付を行っている旨の証明について
- 議案第5号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請について
- 議案第6号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する意見について
- 議案第7号 平塚市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針(案)について
- 議案第8号 令和7年度の活動に対する点検・評価及び
令和8年度の目標とその達成に向けた活動計画(案)について
- 議案第9号 平塚市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選考について

<報告事項>

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

事務局 議案書のとおり、3件の通知について、土地の所在地の一部と解約成立日、土地引渡日、解約事由を報告。

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、4件の届出について、土地の所在の一部と相続開始年月日を報告。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、3件の届出について、土地の所在の一部と用途を報告。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

事務局 議案書のとおり、15件の届出について、土地の所在の一部と用途を報告。

報告第5号 非農地証明について

事務局 議案書のとおり、2件の非農地証明について、土地の所在の一部と利用状況を報告。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 農地法第3条の規定による許可申請1件について、事務局に説明を求める。

(1番案件)

事務局 1番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【申請理由】

(譲渡人)

耕作ができない

(譲受人)

規模拡大

【権利】

所有権移転

【位置及び農地区分】

豊田小学校から北に約290m、南に約315m、約430mに位置

農振農用地

【経営地】

経営面積 2,960.91㎡

田・・・約1反3畝

畑・・・約1反6畝

取得後経営面積 4,762.91㎡

【農業従事者内訳】

本人 (60代) 農業専従

【主要農機具】

トラクター1、耕うん機1

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。

申請地の状況と譲受人の営農状況について地元委員に意見を求める。

地元委員 申請地は畑として管理され、いずれの経営地も適正に管理されているので問題はない。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。

1番案件は農業委員会会長権限である。農地法第3条第2項各号には該当しないため、異議なしと認め、許可と決議する。

結 果 異議なしで議決される。⇒許可

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 農地法第5条の規定による許可申請4件について、事務局に説明を求める。

(1番案件)

事務局 1番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

車両置場、駐車場

【権利】

賃貸借権設定

【申請地】

学校法人新藤学園 美里・柿の実こども園から南に約290m、
社会福祉法人湘南福祉センター 横内保育園から西に約455mに位置

【立地基準】

農地区分・・・第3種農地

【理由及び近隣状況】

学校法人新藤学園 美里・柿の実こども園から南に約290m、社会福祉法人湘南福祉センター 横内保育園から西に約455mに位置し、幅員4m以上の前面道路に2管(上水管、下水管)が埋設されている。

東側・南側は宅地、西側は道路、北側は水路。

【利用計画】

出入口は西側道路からの計画。

申請地は碎石にて転圧とし、出入口部分を除き周囲にコンクリート塀を新設し、被害防除を図る。

水路占用許可申請済。

雨水は申請地内自然浸透処理。

水利土木組合の同意済。

【申請理由】

譲受人は、中古自動車販売業を営んでいる。現在、下島663番地7に店舗を構えているが、事業拡大に伴い、新たな車両置場・駐車場を探していた。申請地は店舗から近く、必要な面積を確保できることから最適と考え、転用申請するもの。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。

1番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員 令和8年4月14日に現地調査を実施した。転用について問題はない。

議 長 事務局に補足説明を求める。

事務局 申請地は車両置場及び駐車場不足を解消するため、車両置場・駐車場として転用するもの。申請地は碎石にて転圧し、出入口部分を除きコンクリート塀を新設することで被害防除を図る計画であることから、周辺農地への影響はないと思われるので、転用について問題はないと現地調査において判断した。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。

1番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結 果 異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

(2番案件)

事務局

2番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

資材置場

【権利】

所有権移転

【申請地】

豊田市民窓口センターから南西に約110mに位置

【立地基準】

農地区分・・・第3種農地

【理由及び近隣状況】

豊田市民窓口センターから300m以内(約110m)に位置している。

東側・西側は道路、南側は宅地、北側は田。

【利用計画】

出入口は東側道路からの計画。

申請地は碎石にて転圧とする。

南側は既存コンクリートブロック、出入口及び南側以外は単管パイプ・鋼板を新設し、被害防除を図る。

雨水は新設の浸透柵により処理。

水利土木組合の同意済。

【申請理由】

譲受人は、建設業を営んでおり、現在使用している資材置場(南豊田313-1、南豊田327)が事業拡大に伴い、手狭となっていることから、新たな資材置場を探していた。申請地は既存の資材置場から近く、必要な面積を確保できることに加え、アクセスも良好であることから最適と考え、転用申請するもの。

議長

説明が終了したので、これより審議に入る。

2番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員

令和8年4月14日に現地調査を実施した。申請地については、地目が農地及び雑種地であるが、資料の写真にもあるとおり、農地の一部に鉄板が敷かれ、ユンボが既に設置されている状況を確認した。このような状況を踏まえ、本案件については継続審議とし、是正措置が講じられたことを確認した後、あらためて審議を再開することとしたい。

議長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。

2番案件は、審議の余地ありと認め、継続審議と決議する。

結果

異議なしで議決される。⇒継続審議

(3番案件)

事務局

3番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

資材置場、駐車場

【権利】

所有権移転

【申請地】

市立金田小学校から北東へ約470m、
杉山デンタルクリニックから北東へ約90mに位置

【立地基準】

農地区分・・・第3種農地

【理由及び近隣状況】

市立金田小学校から北東へ約470m、杉山デンタルクリニックから北東へ約90mに位置し、建築基準法第42条第2項に指定されている前面道路に2管（上水管、下水管）が埋設されている。

東側は道路、西側・南側・北側は農地。

【利用計画】

出入口は東側道路からの計画。

申請地は碎石にて転圧とし、西側、南側、北側に土留めコンクリート板パイプ留めを設置。水路占用許可申請済。

雨水は申請地内自然浸透処理。

水利土木組合の同意済。

【申請理由】

譲受人は不動産業を営んでいるが、建売住宅事業を検討しており、関連会社に委託する予定である。現在使用している関連会社の事務所（平塚市見附町）の車両及び資材置場が手狭となっていることから、土木・建築資材の保管用地として必要な面積を確保できる申請地を事業運営上の適地と判断し、転用申請するもの。

議長

説明が終了したので、これより審議に入る。
3番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員

令和8年4月16日に現地調査を実施した。申請地については、南側付近に宅地があり日が当たらず、優良農地とは言えない。また、申請地の周囲に水路があるが、現在は使われていないように見受けられる。さらに、利用計画の内容から、周辺農地への影響はないと思われるので、転用について問題はない。

議長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議長

質問及び異議がないようなので、採決に入る。
3番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結果

異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

(4番案件)

事務局

4番案件について、議案書及び次のとおり説明。

【転用目的】

駐車場

【権利】

所有権移転

【申請地】

市立真土小学校から西に約450m、
社会福祉法人真幸会 真土すばる保育園から北西に約450mに位置

【立地基準】

農地区分・・・第3種農地

【理由及び近隣状況】

市立真土小学校から西に約450m、社会福祉法人真幸会 真土すばる保育園から北西に約450mに位置し、幅員4m以上の前面道路に2管（上水管、下水管）が埋設されている。

東側は道路、西側は水路、南側は雑種地、北側は畑。

【利用計画】

出入口は東側道路からの計画。

申請地は砕石にて転圧とする。

申請地は出入口部分を除き周囲に単管パイプ・鋼板を新設し、被害防除を図る。

雨水は申請地内自然浸透処理。

水利土木組合、隣接農地所有者への同意は不在のため面会できていない1名を除き同意済。

【申請理由】

譲受人は、建設業及び不動産業を営んでおり、現在二宮町や伊勢原市などに駐車場を有しているが、事業拡大に伴い車両の駐車スペースが不足していることから、新たな駐車場を探していた。申請地は必要な面積を確保できることに加え、アクセスも良好であることから最適と考え、転用申請するもの。

議長

説明が終了したので、これより審議に入る。
4番案件について地元委員に意見を求める。

地元委員

令和8年4月14日に現地調査を実施した。転用について問題はない。

議長

事務局に補足説明を求める。

事務局

申請地は駐車場不足を解消するため、駐車場として転用するもの。申請地は砕石にて転圧し、出入口部分を除き周囲に単管パイプ・鋼板を新設することで被害防除を図る計画であることから、周辺農地への影響はないと思われるので、転用について問題はないと現地調査において判断した。

議長

事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

A委員

面会できておらず、同意がとれていない隣接農地所有者がいる点は問題ないか。

事務局

隣接農地所有者の同意は必須の提出書類ではなく、トラブル防止の観点から申請者に対し説明を行うよう依頼しているものであるため、同意が得られていない者がいること自体は転用申請手続上の支障にはならない。引き続き申請者に対し同意を得るよう働きかけていく。

議 長 他に質問及び異議がないようなので、採決に入る。
4番案件は、県知事権限のため、異議なしと認め、許可相当と決議する。

結 果 異議なしで議決される。⇒許可相当（意見を付して県知事へ進達）

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明について

議 長 相続税の納税猶予に関する適格者の証明、1件の証明願について、事務局に説明を求める。

事務局 議案書及び説明文のとおり、相続人及び農地の概要について説明。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。

(1番案件)

議 長 地元委員に意見を求める。

地元委員 1番案件について、田は水稻として、畑は耕うんされ、適正に管理されているので問題はない旨を報告。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
本案件は地元委員による綿密なる調査が行われている。異議なしと認め、証明書を発行することに決議する。

結 果 1番案件について異議なしで議決される。⇒ 証明書発行

議案第4号 引き続き特定貸付を行っている旨の証明について

議 長 引き続き特定貸付を行っている旨の証明、1件について、事務局に説明を求める。

事務局 議案書及び説明文のとおり、相続人及び借受人並びに農地の概要について説明。

議 長 説明が終了したので、これより審議に入る。

(1番案件)

議 長 地元委員に意見を求める。

地元委員 1番案件について、ジャガイモ、そら豆を栽培している、農地は適正に管理されているため、問題はない旨を報告。

議 長 事務局の説明及び地元委員の意見を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、これより採決に入る。
本案件は地元委員による綿密なる調査が行われている。異議なしと認め、証明書を発行することに決議する。

結 果 1番案件について異議なしで議決される。⇒ 証明書発行

議案第5号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請について

- 議 長** 農用地利用集積等促進計画作成に関する要請、計140件について、事務局に説明を求める。
- 事 務 局** 利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、契約期間、権利の形態を説明。
なお、本案件については農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1(1)の各要件を満たしている旨も報告。
- 議 長** 事務局の説明を踏まえて、質問及び異議があるか問う。
- 議 長** 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
異議なしと認め、本案件は計画案のとおり要請することで決議する。
- 結 果** 異議なしで議決される。⇒承認

議案第6号 農用地利用集積等促進計画の作成に関する意見について

- 議 長** 農用地利用集積等促進計画作成に関する意見、計20件について、事務局に説明を求める。
- 事 務 局** 利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者、契約期間、権利の形態を説明。
なお、本案件については農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1(1)の各要件を満たしている旨も報告。
- 議 長** 事務局の説明を踏まえて、質問及び異議があるか問う。
- 議 長** 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
異議なしと認め、本案件は計画案のとおり要請することで決議する。
- 結 果** 異議なしで議決される。⇒承認

議案第7号 平塚市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針（案）について

議 長 平塚市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針（案）について、事務局に説明を求める。

事 務 局 配布資料に基づき当該指針（案）の内容について説明を行い、意見等があれば検討・協議のうえ必要に応じて修正する旨、また特段の意見等がない場合には原案どおりとしたい旨の説明をする。

議 長 事務局の説明を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
異議なしと認め、原案どおり承認する。

結 果 異議なしで議決される。⇒承認

**議案第8号 令和7年度の活動に対する点検・評価及び
令和8年度の目標とその達成に向けた活動計画（案）について**

議 長 令和7年度の活動に対する点検・評価及び令和8年度の目標とその達成に向けた活動計画（案）について、事務局に説明を求める。

事務局 配布資料に基づき当該点検・評価及び活動計画（案）の内容について説明を行い、意見等があれば検討・協議のうえ必要に応じて修正する旨、また特段の意見等がない場合には原案どおりとしたい旨の説明をする。

議 長 事務局の説明を踏まえて、質問及び異議があるか問う。

議 長 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
異議なしと認め、原案どおり承認する。

結 果 異議なしで議決される。⇒承認

議案第9号 平塚市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選考について

- 議 長** 平塚市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選考について、事務局に説明を求める。
- 事 務 局** 配布資料に基づき当該選考の内容について説明を行い、意見等があれば検討・協議のうえ必要に応じて修正する旨、また特段の意見等がない場合には原案どおりとしたい旨の説明をする。
- 議 長** 事務局の説明を踏まえて、質問及び異議があるか問う。
- 議 長** 質問及び異議がないようなので、採決に入る。
異議なしと認め、原案どおり承認する。
- 結 果** 異議なしで議決される。⇒承認

以上をもって閉会する。

(11時00分 閉会)

以上の会議の経過を記載し、確認したため署名いたします。